

# ＊北海道公報

発行 北海道庁  
(総務部法制文書課)  
 電話 011-231-4111  
(内線 22-271)  
 FAX 011-232-1385  
 印刷 株式会社印刷

## 目次

ページ

北海道競馬公報  
 ○ 競馬公報紙十頁目 1

## 競馬公報

### 監査公表第15号

地方自治法第252条の37第1項の規定により包括外部監査人が行った平成10年度及び平成11年度の包括外部監査の結果に基づき、同法第252条の38第6項の規定により、知事から措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。  
 平成13年12月14日

北海道監査委員 山崎正隆  
 北海道監査委員 岡本修蔵  
 北海道監査委員 谷慶一  
 北海道監査委員 前田榮一

### 第1 監査の結果の報告

- 1 平成10年度の包括外部監査結果 「北海道地方競馬特別会計について」は、平成11年3月15日に包括外部監査人から報告があり、同年3月26日付け北海道公報号外第13号で公表した。
- 2 平成11年度の包括外部監査結果の「北海道土地開発公社及びこれに係る北海道の財務」は平成11年10月18日に、「北海道病院事業会計について」は平成12年3月29日に包括外部監査人から報告があり、平成11年11月9日付け北海道公報号外第61号及び平成12年4月14日付け北海道公報号外第23号でそれぞれ公表した。

### 第2 監査の結果に基づき講じた措置

- 1 北海道地方競馬特別会計について

改善を要する事項	講じた措置
1 問題を先送りしている一般会計からの借入金及び借入利子について	

長期借入金利子などを「北海道地方競馬特別会計」が負担する会計処理は、競馬事業にとって負担能力を喪失しており、このような会計処理はやめるべきと判断いたします。

### 2 勝馬投票券発売額の増収に工夫を

- (1) 専用の門別競馬場の競馬開催日増加によって勝馬投票券発売額を増加させる方策の検討を  
 札幌競馬場を中心とする開催は、集客力の魅力等がありますが、中央競馬との日程上の問題などの制約がありますので、門別競馬場に魅力ある設備等を充実させて増収を図ることを検討して下さい。

### (2) 電話投票システムについて

ホッカイドウ競馬における今後の電話投票システムについて  
 勝馬投票券収入の長期低落傾向に歯止めをかけるための一つの方策として新たな在宅投票システム（P A T方式）の積極的な導入の検討が必要な時期ではないかと考えます。

### (3) 競馬クラブの利便性を考慮した場外発売所等の開設について

競馬クラブの利便性、客層の変化などに対応した発売所、在宅投票システムの充実を図るなど勝馬投票券発売額及び競馬参加者の増加のため方策を前向きにご検討下さい。

### 3 社団法人北海道軽種馬振興公社に関する検討事項

- (1) 退職給与引当金について  
 職員に対する退職金支払の確実な財源を確保するためには、会社都合要支給額

一部借入金の利息については、平成13年度は免除することとしました。

農政部内に設置した「北海道競馬検討会議」において検討した結果、競馬の運営改善を図るためには、札幌競馬場での開催日数を増やすべきであるとの結論が出されたところであり、また、門別競馬場の取り組みについては、今後も検討してまいります。

電話投票システムにつきましては、単独でP A T方式を導入することは多額の投資が必要であるため困難ですが、平成13年度から全国9カ所の地方競馬主催者が参画している地方競馬共同在宅投票システム（Dネット）に加入し、全国の加入会員にホッカイドウ競馬の勝馬投票券を購入していただくこととしました。

平成13年度から自動発売機などによる小規模で低コストな施設を整備し、競馬クラブの利便性を考慮した「ミニ場外発売所」を設置することとしました。

### (1)及び(2)について

退職給与引当金及び減価償却費の積み立てについては、当面、道にお

市の外部関係

報 豊 田 公 益 事 業 課

社団法人北海道軽種馬振興公社の事業の業績評価を明らかにするため、門別競馬場の運営管理事業・道営競馬全般の支援事業・トレーニングセンター事業それぞれに係わる収入及び事業費をより正確に区別し管理することが必要です。

2 北海道土地開発公社及びこれに係る北海道の財務

改善を要する事項	講じた措置
<p>1 監査結果の総括</p> <p>(1) 長期保有地として議会等で指摘されている含み損約191億円の事実確認をした結果、処分見込額の算定方法にもよるが、少なくとも191億を超える含み損が存在している。</p> <p>公社の行う事業は、北海道の道路、ダム、河川、港湾、空港、企業誘致等の関係部署の意向や指導を踏まえて遂行されていることから、公社と北海道の関係部署が一体となって協力し、先行取得事業等の適切な運営体制を確立すべきである。</p> <p>(2) 平成11年度の含み損約191億円を解消する方法としては、国・関係自治体との負担交渉のほか、工業団地等の早期処分、北海道の引取り等が考えられる。</p> <p>なお、南空知流通工業団地及び空知中核工業団地関連美唄住宅団地については関係自治体との協議が行われており、早期処分等の実現に一層努めるべきである。</p> <p>また、公社の行う事業のうち自主事業については、公社自らの負担と責任において計画実施するものであることから、事業計画の見直し等も視野に入れ、道と十分連絡協議の上、用地の処分の促進等について自主努力を行うとともに、公社の事業運営全般についても簡素にして効</p>	<p>先行取得事業については、平成13年2月に道が策定した「北海道土地開発公社の経営健全化方策」（以下「健全化方策」という。）において、公有地等取得のルールを定め、これに基づき道と公社が十分な協議を行うこととしました。</p> <p>南空知流通工業団地及び空知中核工業団地関連美唄住宅団地（以下「美唄団地」という。）は、健全化方策及び平成13年2月に北海道土地開発公社が策定した「事業運営健全化計画」（以下「健全化計画」という。）において、平成22年度までを目標に処分を完了することとしています。</p> <p>事業計画等の見直しについては、健全化計画を策定し、長期保有地は、平成22年度までを目標に解消を図ることとしています。公社の効率的な運営については、平成13年度から職名の変更や人件費等経費の節減を図</p>

（年度末に職員全員が会社の都合で退職したと仮定した場合の必要金額）を繰入れるのが最も望ましい基準であります。最低限自己都合要支給額（年度末に職員全員が本人の都合で退職したと仮定した場合の必要金額）の100%を計上すべきであります。

職員が退職するときに、北海道からの都度補助金を受けて退職金を支出するのは、現金主義に基づく会計であり、公益法人会計でも適切な会計処理とはいえない。

平成10年3月31日現在の状況では、会社都合要支給額307,659千円、自己都合要支給額233,144千円に対し、退職給与引当金の残高は48,543千円でありそれぞれ259,116千円及び184,601千円不足しています。

今後、北海道地方競馬特別会計において、同公社が行う退職給与の毎年度発生額及び過年度の退職給与引当金計上不足額の段階的、計画的な計上が可能であるかご検討下さい。

(2) 固定資産（基本財産）の減価償却について

北海道地方競馬特別会計で同公社が行う減価償却費相当額の特定預金への積立額の負担が可能かどうかご検討下さい。

(3) 門別競馬場の権利関係について

門別競馬場の権利関係は複雑であることから、同公社が競馬施設をホッカイドウ競馬振興(株)より賃借し、当該施設を北海道にさらに貸与することをご検討下さい。

(4) 門別競馬場の運営費用について

いて必要の都度措置することとしました。

公社は、競馬場施設建設時に用地をホッカイドウ競馬振興(株)に貸与しており、当該土地をさらに北海道に貸与することは適切でないと考えられることから、道としては従前どおり施設所有者である北海道競馬振興(株)と直接賃借契約を締結することとしました。

門別競馬場の運営費用については、

<p>率的な運営に努めていく必要がある。</p> <p>さらに、長期保有地に關しては、北海道からの無利子資金の導入により簿価の増加を抑止するほか、土地の処分に伴う販売損失の補填措置が必要となるが、議会及び道民への説明と理解が得られるか検討が必要である。北海道は公社に対して債務負担行為（債務保証）を行っているため、公社の金融機関からの借入金の返済義務を負っている。</p> <p>したがって、時間の経過とともに含み損失は膨らみ続けることになり、問題の先送りは、将来の北海道の財政負担を大きくすることになるため早急な対策が望まれる。</p>	<p>りました。</p> <p>道民等への理解を得るために平成12年10月より公社ホームページを開設するとともに、情報公開規程を定め平成13年4月より実施しています。</p> <p>また、長期保有地の処分促進を図るとともに、簿価額抑制のため、道単事業用地については美瑛団地、新千歳空港用地、空知中核工業団地が平成12年度から、苫東二次買収用地は平成13年度から無利子貸付を行いました。</p> <p>さらに、公社自主事業用地については、平成13年度より低利子貸付を行いました。</p> <p>なお、含み損の拡大を防ぐため、平成13年度から自主事業用地の管理費等は簿価額への加算をとりやめ、準備金から支出することとしました。</p>	<p>2 長期保有地の含み損の実態（平成11年3月31日現在）</p> <p>(1) 概況</p> <p>北海道の公表によると、北海道の単独事業に係る長期保有地の含み損は154億円で公社の自主事業用地の含み損は37億円となり、合計191億円の含み損が生じている。北海道単独事業の含み損については、北海道が解決すべきものである。自主事業に係る含み損は、企業会計的に処理すると仮定すれば、公社の損失処理となり、平成11年3月31日現在では約33億円（含み損3,762百万円 - 公社自己資本435百万円）の債務超過となる。</p>	<p>土地の処分見込額については、今後、処分価額見直しや用地処分の際に、不動産鑑定を実施することとしました。</p> <p>なお、平成12年度は、中空知流通工業団地及び南空知流通工業団地の2カ所において不動産鑑定を実施しました。</p>
<p>2 長期保有地の含み損の実態（平成11年3月31日現在）</p> <p>(1) 概況</p> <p>北海道の公表によると、北海道の単独事業に係る長期保有地の含み損は154億円で公社の自主事業用地の含み損は37億円となり、合計191億円の含み損が生じている。北海道単独事業の含み損については、北海道が解決すべきものである。自主事業に係る含み損は、企業会計的に処理すると仮定すれば、公社の損失処理となり、平成11年3月31日現在では約33億円（含み損3,762百万円 - 公社自己資本435百万円）の債務超過となる。</p>	<p>簿価額抑制のため、道単独事業用地については平成12年度（苫東二次買収用地は平成13年度）から、全額無利子貸付を、公社自主事業用地については平成13年度から全額低利子貸付を行いました。</p> <p>また、道単独事業用地については、道が処分策を策定し計画的に公社から再取得を行うこととしました。</p> <p>なお、苫東二次買収用地については、平成13年1月に北海道開発庁（現：国土交通省北海道局）と北海道とで取り交わした「いわゆる二次買収用地の取扱いについて」（確認書）に基づき進めることとしており、骨格的緑地については、平成12年度に道が買収を行いました。</p>	<p>3 北海道単独事業の長期保有地の発生要因と解決策</p> <p>(1) 新千歳空港用地</p> <p>昭和48年度より道内航空路網の中心となる基幹空港及び国際交流の拠点としての役割を担うために、北海道からの依頼で公社が取得した。</p> <p>しかし、運輸省の整備告示において飛行場区域外とされた地域については国に取得されず、約82ha（千歳市側約21ha、苫小牧市側約61ha）が未利用地のままとなっている。</p> <p>近時、新千歳空港のハブ化への動きがでてきているものの、今後の用地処分のためには、新千歳空港の24時間運用合意時以降の地域要望への対応を行い、さらに滑走路延長の合意が必要である。</p>	<p>滑走路延長については、関係地域住民との合意が得られた。</p>
<p>2 長期保有地の含み損の実態（平成11年3月31日現在）</p> <p>(1) 概況</p> <p>北海道の公表によると、北海道の単独事業に係る長期保有地の含み損は154億円で公社の自主事業用地の含み損は37億円となり、合計191億円の含み損が生じている。北海道単独事業の含み損については、北海道が解決すべきものである。自主事業に係る含み損は、企業会計的に処理すると仮定すれば、公社の損失処理となり、平成11年3月31日現在では約33億円（含み損3,762百万円 - 公社自己資本435百万円）の債務超過となる。</p>	<p>簿価額抑制のため、道単独事業用地については平成12年度（苫東二次買収用地は平成13年度）から、全額無利子貸付を、公社自主事業用地については平成13年度から全額低利子貸付を行いました。</p> <p>また、道単独事業用地については、道が処分策を策定し計画的に公社から再取得を行うこととしました。</p> <p>なお、苫東二次買収用地については、平成13年1月に北海道開発庁（現：国土交通省北海道局）と北海道とで取り交わした「いわゆる二次買収用地の取扱いについて」（確認書）に基づき進めることとしており、骨格的緑地については、平成12年度に道が買収を行いました。</p>	<p>(2) 空知中核工業団地</p> <p>国の工業再配置促進対策の趣旨から、北海道は、産炭地の振興と内陸部の工業開発を図るため、昭和48年度に開発基本構想を策定し、北海道からの委託により公社が取得した。昭和52年度に北海道が地域振興整備公団に売却した際、未買収地（農地）が含まれていたため、農地と隣接する一部の用地が買取られず、未利用地のまま茶志内川両岸に営農中の未買</p>	<p>道では、空知中核工業団地の長期保有地については、3つのゾーンに分け、今後の処分・活用を図ることとしていますが、奈井江町では「まちづくり計画」の後期基本計画において「空知中核工業団地の多面的活用方策」として、福祉関係施設を中心に新たな活用を図ることとしているため、この計画と連動して今後の処分・活用を進めてまいります。</p>

第6号外報

報 公 興 北

<p>収地とともに散在する状態で保有している。現在も奈井江町を通じ未買収地の買収を打診しているが困難な状況である。</p>	<p>また、地域振興整備公団では、地元自治体や関係機関とともに「空知団地・元気村」構想の実現に向けた具体的な検討を行うこととしており、計画が具体化した段階で、道としても土地利用計画の変更等の協議について対応していくこととしています。</p>	<p>したがって、長期保有の公有地については、北海道の関係部署と公社が密接な連携を図りながら、常に現況を正確に掌握し、適切な判断をし、多額の含み損が生じないような管理体制を確立すべきであった。公社の自主事業と言われている長期保有地についても、その経緯から判断すると、北海道単独事業用地との区別が曖昧である。北海道と公社は、公法の目的に適った事業を実施するため、一体となって業務を遂行する体制を確立すべきである。</p>	<p>経費の削減については、健全化計画において人件費等の削減を行うこととし、平成13年度から職員数の見直し、管理職手当の削減等に取り組んでいます。また、契約形態を「北海道受託・公社再委託」という方式にすること等については、関係機関との合意が得られないことから、引き続き現状のとおり実施してまいります。派遣職員については、公社の事業量の推移や職員の退職の動向を見極め対応することとしています。派遣に関する協定については、平成12年度から派遣協定を締結し、負担区分についても協定書に明記しました。</p>
<p>(3) 解決策について 北海道の単独事業で長期保有となっている用地は、いずれも昭和48年から昭和51年頃にかけて取得された。しかし、事業が停滞するなかで計画の見直しが必要で、積し含み損も膨らんでいる。本来は、事業計画にしたがって、または事業計画を立てて北海道が公社から引取る必要がある。北海道の財政上の制約等から一括引取りが困難な場合でも、長期保有地に対して毎年度新たに発生する管理費、事務費及び支払利子については、北海道の一般会計により年度毎に負担処理する必要がある。</p>	<p>新千歳空港用地をはじめとする道単独事業用地については、平成12年度から簿価額抑制を図るため無利子貸付（苫東二次買収用地は平成13年度から）を実施するとともに、管理費等については年度毎に道費で支出することとしました。なお、苫東二次買収用地については、平成13年1月の北海道開発庁（現：国土交通省北海道局）との合意に基づき処分を進めることとしています。</p>	<p>5 北海道負担の人件費について 平成10年度において、北海道からの派遣職員は16名となっており、うち12名の人件費については、北海道が負担している。北海道負担の人件費9,400万円については、派遣職員に直接支給されており、公社の事務費として支出されていないため損益計算書に計上されていないが、公社が事業を継続するうえで必要な事業原価である。平成10年度は、事業総利益が2,600万円となっており、北海道が負担している人件費を公社が負担すると、公社全体では6,800万円の赤字となる。公社の健全な運営を確保するためには、公社自らの人件費の見直しや、積極的な経費の削減等を行うことが不可欠である。しかし、国及び日本道路公団における用地の先行取得事業及びあっせん等事業においては、公社独自の運営では限界がある。仮にフロンター職員のみで公社の運営を行うと、事業量の変動に対して、人件費が固定的に発生し、事業損益が悪化する。事業量の変動への人的な対応が、公社の固定的な負担とならないよう、北海道と公社が調整を行うとともに、契約形態を「北海道受託・公社再委託」という方式にすること等の検討も必要である。</p>	<p>健全化方策及び健全化計画を策定し、当面は長期保有地の解消を図ることを優先しますが、今後の用地取得等に当たっては、道と公社が協議を行うこととしました。</p>
<p>4 会社の業務遂行は北海道の関係部署と一体で効率的に 公社の理事及び監事は、北海道知事が任命権者であり、理事長等の役職者も知事が指名している。予算及び事業計画等も事前に承認を受け、決算書類についても報告義務がある。他の府県の土地開発公社では、自主事業として造成分譲事業を大規模に展開している公社も見受けられるが、北海道土地開発公社の自主事業はその経緯から、北海道の単独事業と必ずしも明確な区別がなく、かつ、北海道の関係部署の意向や指導を踏まえて実施されているのが実態に近い。</p>	<p>業務を遂行する体制については、健全化方策及び健全化計画を策定し、当面は長期保有地の解消を図ることを優先しますが、今後の用地取得等に当たっては、道と公社が協議を行うこととしました。</p>	<p>したがって、長期保有の公有地については、北海道の関係部署と公社が密接な連携を図りながら、常に現況を正確に掌握し、適切な判断をし、多額の含み損が生じないような管理体制を確立すべきであった。公社の自主事業と言われている長期保有地についても、その経緯から判断すると、北海道単独事業用地との区別が曖昧である。北海道と公社は、公法の目的に適った事業を実施するため、一体となって業務を遂行する体制を確立すべきである。</p>	<p>経費の削減については、健全化計画において人件費等の削減を行うこととし、平成13年度から職員数の見直し、管理職手当の削減等に取り組んでいます。また、契約形態を「北海道受託・公社再委託」という方式にすること等については、関係機関との合意が得られないことから、引き続き現状のとおり実施してまいります。派遣職員については、公社の事業量の推移や職員の退職の動向を見極め対応することとしています。派遣に関する協定については、平成12年度から派遣協定を締結し、負担区分についても協定書に明記しました。</p>

また、公社への職員派遣等については、公社が公除法に基づく特別法人であることを考慮することが必要である。  
 なお、公社と北海道の間には「派遣職員の派遣期間の延長申請」及び「北海道職員の派遣期間の延長」の通知文書はあるが、派遣に関する協定書が作成されていない。  
 今後は、協定書を作成するとともに、人件費の負担区分についても協定書に明記すべきである。

6 平成11年度で新たに先行取得した公有地について  
 石狩開発(株)からの石狩湾新港地域港湾用地の先行取得について  
 平成11年第2回北海道議会定例会で、石狩湾新港地域港湾用地の先行取得に関し道の債務負担行為の承認がなされた。  
 石狩湾新港港湾計画は、平成9年改訂で平成10年代後半を目標として実施されているようであるが、北海道の国等に対する売却額は、売却する時の時価と判断される。このため、それまでの管理費及び借入金利子を帳簿価額に加算していくと、帳簿価額が売却予定価額を上回る可能性がある。平成10年度の金利水準で試算しても年間5,000万円から6,000万円程度の支払利子が発生し、平成19年度には帳簿価額は約25億円となる。

石狩湾新港地域港湾用地の先行取得に当たっては、できるだけ簿価を抑制するため、金利については長期プライムレートより利率の低い建設省指導金利を適用し、事務費については土地取得価格に対応し事務費が圧縮される通減率を適用することとしました。

7 北海道単独事業に係る支払利子及び管理費等の簿価加算について  
 要綱第45条に「取得原価とは、用地費、補償費、工事費等のほか当該資産の取得に要した借入金に対する利子及び取得に従事する職員の人件費その他の付随費用を含むものとする」とある。  
 企業会計において支払利子は発生した年度の費用として処理するのが原則であるが、道は支払利子及び管理費について、簿価額抑制を図るため道単独事業用地は平成12年度(苫東二次買収用地は平成13年度)から全額無利子貸付を行うとともに、管理費等についても年度毎に道費で支出することとしました。

不動産開発事業においては、その事業上の特殊性として一定の条件を満たす場合に発生年度の費用とせず、棚卸資産(販売用不動産)の簿価加算が認められている。しかし、無制限に支払利子の簿価加算が認められるものではない。現在保有している長期保有地は、いずれも土地取得後15年から20年経過し当初の計画に従った処理を行うことは困難となっており、この間に算入された利子等が累積し含み損が増大した。  
 公社における長期保有地に係る支払利子等の簿価加算を押さえる方策(北海道の一般会計による土地の買取りあるいは北海道の無利子融資)が難しい場合でも、少なくとも支払利子、管理費等に対する北海道の一般会計による補填などの検討が必要である。

また、一部について道が土地の買取りを実施しました。

8 自主事業等について  
 (1) 自主事業の事業主体について  
 公社は、公除法第17条1項第2号に規定する土地造成事業の業務を行うことができる。土地造成事業は自主事業とも呼ばれ、その名のとおりに公社が自らの責任において計画し実施するものである。したがって、事業着手にあたっての慎重な検討が必要であるとともに、経営成果に対する十分な評価が適時に行われる必要がある。

土地造成事業(自主事業)の実施にあたっては、事業の目的等について、関係機関と十分協議を行い事業計画を作成するとともに、一定期間毎に事業の見直しを行うよう定めた健全化計画を策定しました。  
 なお、道としてはじめ公有地等取得のルールを含めた健全化方を策定しました。

(2) 引当金及び準備金について  
 貸借対照表(平成11年3月31日現在)には、以下の引当金及び準備金が計上されている。  
 ① 事業等調整引当金(2,220万円)には、事業未払金として計上すべきものが含まれていることから、今後会計処理等の検討が必要である。  
 ② 特別修繕引当金(2,200万円)は、事業等調整引当金については、引き当て目的の再検討を行い準備金等適正な勘定科目へ計上することとし、平成12年度から計上しないこととしました。  
 平成13年度から自主事業用地の管理費等は簿価額への加算を取りやめ、準備金から支出することとしました。また、準備金等については、自主

<p>南空知の側溝等修繕のため平成元年度に計上された。</p> <p>③ 地価変動等調整引当金（3億1,850万円）は、昭和62年度から平成8年度にかけて地価の低落等による損失に充てるために計上されたものである。</p> <p>④ 準備金（3億3,503万円）は、過年度より繰越された会社の内部留保である。</p> <p>地価変動等調整引当金及び準備金の合計6億5,353万円については、自主事業の長期保有地に係る含み損の解消の財源として検討すべきである。</p>	<p>事業の長期保有地に係る含み損解消の財源として活用できるよう検討してまいります。</p>
--	--

3 北海道病院事業会計について

改善を要する事項	講じた措置
<p>1 札幌北野、寿都、釧路、苫小牧及び精神病院について</p> <p>(1) 札幌北野病院 札幌北野病院は、経営計画において「札幌医科大学の持つ教育・研究・医療機能との関係の中で検討する」とされているが、札幌地域は医療提供体制が十分整備されている状況にあることや、当病院が毎年度約9億円の一般会計繰出金を受け入れている状況を勘案すると、道立病院として経営していく必要性はないものと考える。</p> <p>2 一般会計負担金について</p> <p>(1) 一般会計負担金及び長期借入金の資金的精算について</p> <p>① 長期借入金について 長期借入金も一般会計負担金と同様に、補正予算で決定された額と年度末の実績額では、差額が発生する。病院事業会計が過剰に長期借入を行うこと</p>	<p>札幌北野病院については、高度専門医療を担う道立病院としての役割は果たしたとの判断に立って、平成13年度をもって廃止することとした。</p> <p>長期借入金の精算については、前年度決算確定後の借入超過額を当該年度借入所要額に充当することとし、平成12年度決算から行うこととした。</p>

<p>は、金利負担の発生や北海道の財政状況などからみて適当でないことから、資金的な精算を行う方法等について検討する必要があります。</p> <p>資金的精算が行われていないため、平成11年3月末現在の預金残高に、余裕資金が含まれている。今後、余裕資金については、借入金額から控除する方法を検討願いたい。</p>	<p>病床利用率の算定については、各種統計において許可病床数を基準としていたことから、関係資料の作成にあたっては、原則として許可病床数を基に統一化することとしました。</p>
---	---

<p>3 許可病床数と運用可能な病床数について 病床利用率の算定は、運用可能な病床数を基準として算定するものであり関係資料の統一化が望ましい。</p>	<p>病床利用率の算定については、各種統計において許可病床数を基準としていたことから、関係資料の作成にあたっては、原則として許可病床数を基に統一化することとしました。</p>
---	---

<p>4 医業収益関係</p> <p>(1) 看護料について 看護職員については、入院部門と外来・手術等の部門との配置換え、隣接病院内での配置換えなどを引き続き行い、より上位の新看護の基準を取得できるように恒常的に入院患者数等の動向を確認して収益確保を図ることが望まれる。</p> <p>(2) 入院時食事療養特別管理加算について 適時適温給食を行うためには、保温配膳車や保温食器等の初期投資が必要となるが、回収可能なものであり、患者サービスの向上にもつながるものである。管理栄養士の適正配置、勤務時間のシフト等の体制整備をできるだけ早期に行うことが望まれる。</p>	<p>看護料については、より上位の看護料を算定するため、平均在院日数の動向などを見極めながら、その都度必要な見直しを行っておりますが、今後とも一層の収益の確保に努めてまいります。</p> <p>入院時食事療養特別管理加算については、寿都病院を除くすべての道立病院で算定しております。 なお、管理栄養士が配置されていない寿都病院については、人材の確保に努力しておりますが、今後とも、配置に努めてまいります。</p>
--	--

<p>(3) 薬剤管理指導料について 院外処方への進展に伴い薬剤師の業務内容は、院内薬局での調剤業務から病棟での服薬指導へと移行していくものと考えられ、薬剤管理指導に積極的に取り組む</p>	<p>薬剤管理指導料については、院外処方を行っている7病院において服薬指導を実施しておりますが、今後とも薬剤管理指導料の算定件数の拡大に努めてまいります。</p>
---	---

<p>ことが望まれる。</p> <p>(4) 入院時医学管理料入院診療計画加算及び退院指導料について これらはその算定に伴い追加的な費用が発生することなく、増収即増益効果をもたらすものである。 算定可能な患者に対しどの程度算定できたかを把握し、収益確保を図ることが望まれる。</p>	<p>入院時医学管理料は、平成12年度診療報酬改定の際に入院基本料に統合されました。 入院診療計画加算及び退院指導料については、全ての病院において算定しておりますが、今後とも各病院の実施状況を把握しながら算定件数の拡大に努めてまいります。</p>	<p>することが求められる。そのためには、病院事業以外の全道の組織内での配置転換など非常勤職員を含めた人員配置の見直しと効果的な外部委託の推進等が必要と考えられる。</p>	<p>委託するなど、庁舎管理業務等の外部委託を推進しておりますが、今後とも、より一層効率的な病院運営に努めてまいります。</p>
<p>(5) 小児科外来診療料について 平成8年度の診療報酬改定により小児科外来診療の包括払い方式（定額払い方式）が導入された。 定額払い方式導入時においては、出来高払い方式と定額払い方式との得失の比較が行われ、結果として定額払い方式は採用されていないが、その後両者の比較検討が行われていない。少なくとも診療報酬改定時には出来高払い方式と定額払い方式の比較検討を行う必要がある。</p>	<p>小児科外来診療料については、小児科を標榜する江差、紋別、羽幌病院において、平成12年度診療報酬改定の際に診療報酬の請求方法についての比較検討を行った結果、これまでの出来高払い方式を定額払い方式に改めました。 今後とも定期的に比較検討を行うため、適切な選択に努めてまいります。</p>	<p>(3) 看護婦の配置について さらなる人件費水準引下げには、病棟単位そのものの改変が必要であり、病床利用率の低い状態が継続している病棟単位の統廃合を不断に検討していくことが求められる。 各病院に勤務する全ての看護職員にとって業務量分担の適正化のうえからも、病院に生ずる過員の速やかな解消が望まれる。</p>	<p>病棟単位の見直しについては、患者動向なども見極めて必要な見直しを行ってまいります。 なお、看護職員の過員については、平成13年8月で解消しました。</p>
<p>(6) リハビリテーション料について 羽幌病院については、理学療法士の確保が望まれる。</p>	<p>羽幌病院の理学療法士については、人材の確保に努力しておりますが、今後とも、配置に努めてまいります。</p>	<p>(4) その他職員の外部委託の推進について ボイラー業務、給食業務及び公務補業務については、外部への業務委託の推進により大幅な経費削減効果を見込むことができる業務であることから、早急な取り組みが必要と考えられる。</p>	<p>ボイラー業務、給食業務及び公務補業務の外部委託については、一部の業務において外部委託の導入など具体的な実施について検討を行っており、職員の退職動向に合わせ、順次、民間委託を進めることとしていきます。 なお、平成13年度においては、羽幌、苫小牧の2病院における給食業務の一部委託を新たに始めました。今後とも、これら庁舎管理業務等の民間委託の推進に努力してまいります。</p>
<p>5 人件費関係 (1) 病院の人事異動について 事務長には、年次計画の実行とその評価及び翌年度の計画への反映といった一連の過程において責任を持って遂行し、後任に引き継ぐことが望まれる。 常勤医の勤務期間がかなり短い様子がかかわれ、地域住民の信頼を獲得し、診療収入の安定的な確保のためには、医師の長期固定的な配置が必要となる。</p> <p>(2) 人件費水準について 各病院の役割に応じ、許容し得る人件比率を設定しその水準に収めるべく努力</p>	<p>病院に勤務する職員については、適材適所を基本に適正な人事異動に努めており、また、業務の遂行や引き継ぎなど適正な事務処理を行っているところでありますが、今後とも、適正な業務遂行に努めてまいります。 なお、固定医の確保については、今後とも、道内三医有大学などに対し、協力要請を行ってまいります。 業務量に応じた適正な人員配置を行うほか、平成13年度には羽幌、苫小牧病院において給食業務の一部を</p>	<p>6 医薬材料関係 (1) 医薬材料の購入単価について ① 本庁一括契約について 薬品については、本庁において半期毎に競争入札が行われている。各病院からの半期購入予定数量の報告に基づき入札対象品目を選定し、入札が実施されている。 薬品以外の医薬材料についても、複</p>	<p>薬品以外の医薬材料については、各病院の診療科目の違いにより対象品目の統一化が難しい面もあります。今後、購入状況等の調査を行うなどして、廉価購入が可能な品目については、本庁一括購入を図ってまいります。</p>



<p>直性を招き、年数の経過とともに当初予定していた、業務量の増減等に応じた人件費の変動を損なう可能性があるため、現在の業務量、作業環境の変化の有無及び必要人員の増減等を当該年度の予測を加え検討することが求められる。</p> <p>病院として求めるサービスの質的充足状況を検討する必要があると考えられる。現在の全病院一括契約による利点を享受しつつ、現在行われている業務内容に見合う契約となっているかどうかを定期的に検討することも必要である。</p>	<p>要人員の増減等を反映した適正な契約額となるよう定期的に競争入札を実施することとしました。</p> <p>なお、平成13年度については、このような考え方の下で、指名競争入札を行いました。</p>
<p>(2) 一般競争入札の競争性の確保について競争入札を実施することを十分に周知し、病院内でも掲示等を実施するなど競争原理が機能するように入札参加者を確保することに配慮することが常に必要である。</p>	<p>清掃や庁舎管理業務における周知や参加者の確保については、十分な周知期間を設定し入札参加の確保を図ることとしました。</p>
<p>(3) 医療事務用計算機のリース～更新の必然性 リース契約を更新する場合、使用機器を更新しないで、更に契約を更新する場合は、賃借料が著しく低減（一般的には従前の賃借料の1/12）することから、更新の必然性の高くない場合は、1年程度は従来の契約を更新することで、相当額の費用削減効果を見込むことも検討の余地があると考えられる。</p>	<p>リース契約において業務遂行に支障が生じないと認められる場合においては、既存契約の更新などにより費用削減を図ることとしました。</p>
<p>(4) 警備・事務当直に関する業務委託料の積算 警備業務及び事務当直業務は外部に業務委託しているが、予定価格の積算に当たって、地域の賃金水準や雇用情勢あるいは近隣の類似施設における実態等に照らし合わせ妥当な結果となっているかどうか検討すべきものと考えられる。病院管理室から各病院における算定方</p>	<p>警備業務等の委託については、競争入札で受託者を決定しているところでありますが、各病院における予定価格の積算に当たって、地域の賃金水準などの実態を調査するほか、算定方法に大きな乖離が生じないよう事務担当者会議において周知徹底しました。</p>

法についての情報提供を行うなどにより、基本的な考え方が統一されるようにすることも検討すべきである。

8 医療未収金関係

(1) 診療報酬請求手続きの妥当性について  
査定・誤算等による減額の内容を精緻に分析し、単純ミスによる査定減等を極力防ぐ必要がある。そのためには減額された内容を、診療内容に関するものと事務手続に関するものに区分し、毎月分類集計を行い、定期的に査定減等の原因分析と対応策について病院管理室に報告し、病院管理室が全病院の実態を把握する。

前者については、毎月同じ内容の査定減が発生しないように院長・事務長に強く要望する。後者については、医事業務の委託先に対し業務の改善を要請する必要がある。

診療報酬請求に係る査定減については、各道立病院において、毎月原因分析などを行い、その結果を踏まえ、病院管理室では医事業務の委託先に対し業務の改善を要請することとしました。

また、医師等に対し情報提供を行うなど、その縮減に努めているところであります。

(2) 医療未収金の管理について

① 医療未収金の管理は、現地で行われているが、定期的に重要性のある滞留債権を病院管理室に報告し、回収状況を確認する必要がある。

医療未収金の管理については、毎年度の決算を調整する際に、未収金の回収状況などの確認を行うこととしました。

② 収入・資産等の状況から回収見込みのある未納者には、公平性を保つ意味からも実際に法的措置を講ずることも必要である。

未収金については、これまで未納の実態に応じて滞納者への個別指導や督促の励行などによる、早期回収に努めているところであり、法的措置については、平成11年度に作成した「個人分医療未収金取扱手続き(法的手続き編)」に基づき、適切に対処するよう、事務担当者会議を通じ各病院に対し、周知徹底を図りました。

③ 入院患者が土曜日あるいは日曜日に退院する場合や時間外診療の場合、現金出納員がいまいことなどから後日郵

未収金の解消については、未納者に対して出張等による対面徴収や電話請求等の強化を図るなど未収金の

<p>送により請求しているが、そのまま未収金となるケースがあるため、今後、未収金発生防止対策を検討する必要がある。</p>	<p>発生防止に向けた取り組みを強化するよう各病院を指導しました。</p>
<p>④ 窓口で発生する過不足金についての把握がなされていない病院がほとんどである。過不足金については、医事業務委託先から報告を受けるとともに、「過誤納金の還付及び過払金の返納の事務処理について」に従った処理をすべきである。また、レジ打ち間違いの際は、どのような理由により誤打となったのか理由を把握していない。内部牽制上必ず内容の把握が必要である。</p>	<p>過不足金については、受託者の事務的ミス等の内容を把握するとともに、委託契約に基づき適正な事務処理に努めてまいります。</p>
<p>9 固定資産関係 (1) 事業外土地の処理について 事業外資産として計上されている「旧増毛病院跡地」は、昭和56年に増毛病院が町に移管されて以来、無償貸与している。平成10年に増毛町と当該土地の取扱いについて交渉し、検討しているが、早期解決が望まれる。</p>	<p>事業外資産として管理している「旧増毛病院跡地」については、平成13年度から増毛町に対し、有償により貸し付けることとしました。</p>